

令和 7・8 年度入札参加資格審査申請要領

令和 6 年 1 2 月
福島県耶麻郡北塩原村

1 申請種別

- (1) 建設工事
- (2) 測量等
- (3) 物品購入（修繕）等

2 資格の有効期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの 2 ケ年度

3 受付期間

令和 7 年 2 月 1 日から令和 7 年 2 月 2 8 日まで

4 受付方法

令和 7・8 年度入札参加資格審査申請は、インターネットを利用した電子申請となります。紙媒体での提出は不要です。

申請に必要な書類は、下記の専用申請サイトにアップロードして提出していただきます。

※申請には、システム利用料が必要になります。

電子申請サイト

「入札参加資格審査申請システム BID-ENTRY」：<https://bid-entry.com/>

※インターネット環境がないなど、やむを得ない事情により電子申請ができない場合に限り、これまでと同様に紙媒体での申請を可能とします。

紙媒体申請の事業者は、別紙「紙媒体での申請について」をご確認ください。

以下、電子申請についてご案内します。

5 システム利用料について

1 申請あたり 1,540 円

- (1) 「建設工事」「測量等」「物品購入（修繕）等」の申請ごとに 1,540 円の利用料が必要になります。
- (2) お支払い方法は、クレジットカード、コンビニ、ペイジー（銀行振込サービス）のいずれかをご利用ください。システム内に支払画面が表示されます。※役場への直接のお支払いは受け付けておりません。
- (3) お支払いは申請期間内に完了させてください。

6 申請先

「入札参加資格審査申請システム BID-ENTRY」から北塩原村に申請してください。

7 審査基準日

令和6年7月1日

8 入札参加資格審査申請ができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 法令の規定により、営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
- (3) 当該入札参加資格審査申請書、その他の添付書類において、故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 村税、村上下水道使用料等の滞納者（村内に事業所がある場合）
- (5) 国税、県税の滞納者
- (6) 建設工事の場合、工事種別に応じ、審査基準日の直前の営業年度の終了の日の直前1年の営業年度において、完成工事高のない者又は取扱高のない者

9 申請手順

- (1) 電子申請にあたっては、操作マニュアル等をご確認ください。
- (2) 電子申請を行うための環境をご準備ください。
→「電子申請を行うために必要な環境」（後述）
- (3) 本システムを初めて利用される方は利用者登録を行ってください。
- (4) 「北塩原村一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（Excel）」をダウンロードし、必要事項をご記入ください。※申請書はエクセルファイルのまま使用。
- (5) (4) 以外の提出書類のうち、該当する添付書類をすべてそろえ、PDF データにしてください。他の形式ではアップロードできません。押印が必要なものは一度紙出力し、押印後、PDF 化してください。→「提出書類の PDF 化について」（後述）
- (6) 操作マニュアルに従って、申請書および添付書類をすべてアップロードしてください。
- (7) 申請手続き後、システム利用料の決済画面が表示されますので、支払い手続きを行ってください。
- (8) 審査が完了すると、「受理」または「差し戻し(補正)」メールが送信されます。「差し戻し(補正)」メールが到着した場合は、すみやかに再申請を行ってください。

- ・操作マニュアル (<https://bid-entry.com/manual.pdf>)
- ・操作の流れ(動画等) (<https://bid-entry.com/flow.html>)
- ・よくあるご質問 (<https://bid-entry.com/faq.html>)
- ・お支払い方法について (<https://bid-entry.com/info2.html>)

【電子申請を行うために必要な環境】

- ・インターネットが利用できる Windows パソコン
- ・ブラウザ

Microsoft Edge(最新版)、またはGoogle Chrome(最新版)

※Microsoft Internet Explorer は使用できません。

- ・メールソフト
- ・Microsoft Excel（2013以降）

【提出書類のPDF化について】

- （1）納税証明書、印鑑証明書、経営事項審査結果通知書などの紙資料
スキャナーや複合機（スキャナー機能付き）を使ってPDFファイルにしてください。
お持ちでない場合は、コンビニエンスストアの複合機（スキャナー機能付き）でPDFファイルにし、USBメモリ等でデータを受け取ることができます。※コンビニエンスストアでの複合機の操作方法等については、各店舗にお問い合わせください。
- （2）営業所一覧表などのExcel、Word形式のファイル
Excel/Wordの機能を使ってPDF化してください。

10 申請書様式

<建設工事>

- ・「北塩原村一般競争（指名競争）参加資格審査申請書【建設工事】」

<測量等>

- ・「北塩原村一般競争（指名競争）参加資格審査申請書【測量等】」

<物品購入（修繕）等>

- ・「北塩原村一般競争（指名競争）参加資格審査申請書【物品購入（修繕）等】」

11 申請種別ごとの添付書類等

【建設工事】

- （1）「10 申請様式等」における建設工事の申請書
- （2）営業所及び委任関係一覧表
（委任先を設けない場合は不要。FAX番号も付記すること。）
- （3）委任状（委任先を設けない場合は不要。）
- （4）経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- （5）建設業の許可を受けていることを証する書面又はその写し（許可更新手続中のため添付できない場合は、所管官庁の受理印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則第2条で定める別記様式第1号及び同別表）の写し）
- （6）建設業退職金共済事業加入・履行証明書（上記（4）「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し」の「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄が「有」の場合は省略可）、又は中小企業退職金共済制度加入証明書の写し（未加入の場合は、理由書（任意様式）を提出すること。）
- （7）法人は、登記事項証明書（履歴又は現在事項証明書の謄本）又はその写し、個人は、本籍地の市町村長が発行する身分証明書又はその写し（申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの。）
- （8）工事経歴書
- （9）完成工事高集計表
- （10）経営事項審査申請業種と入札参加申込業種の平均完成工事高対応表
- （11）技術者経歴書
- （12）法人は、直前2年間の各営業年度の財務諸表又はその写し、個人は、直前2年間の青色（又は白色）申告決算書の写し

- (13) 納税証明書又はその写し（委任先を設ける場合は、委任先の納税証明書又はその写しとし、申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの。なお、消費税及び地方消費税の納税証明書の種類は、原則として未納の税額がないことを証明する「その3」とする。）
- ア 村内に事業所がある場合
- 法人：①消費税及び地方消費税 ②法人村民税 ③固定資産税
- 個人：①消費税及び地方消費税 ②村税全税目
- イ 村外に事業所がある場合
- 法人：①消費税及び地方消費税 ②法人県民税 ③法人事業税
- 個人：①消費税及び地方消費税 ②個人市町村県民税 ③個人事業税
- (14) 印鑑証明書又はその写し（申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの。）
- (15) 使用印鑑届（任意様式とし、上記（14）と同印鑑であっても提出すること。）
- (16) 経常建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体の場合のみ）

【測量等】

- (1) 「10 申請様式等」における測量等の申請書
- (2) 営業所及び委任関係一覧表
（委任先を設けない場合は不要。FAX番号も付記すること。）
- (3) 委任状（委任先を設けない場合は不要。）
- (4) 申請業種に関する登録証明書の写し又は国土交通大臣に提出した現況報告書の写し
- (5) 法人は、登記事項証明書（履歴又は現在事項証明書の謄本）又はその写し、個人は、本籍地の市町村長が発行する身分証明書又はその写し（申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの。）
- (6) 業務経歴書
- (7) 技術者経歴書
- (8) 法人は、直前2年間の各営業年度の財務諸表又はその写し、個人は、直前2年間の青色（又は白色）申告決算書の写し
- (9) 納税証明書又はその写し（委任先を設ける場合は、委任先の納税証明書又はその写しとし、申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの。なお、消費税及び地方消費税の納税証明書の種類は、原則として未納の税額がないことを証明する「その3」とする。）
- ア 村内に事業所がある場合
- 法人：①消費税及び地方消費税 ②法人村民税 ③固定資産税
- 個人：①消費税及び地方消費税 ②村税全税目
- イ 村外に事業所がある場合
- 法人：①消費税及び地方消費税 ②法人県民税 ③法人事業税
- 個人：①消費税及び地方消費税 ②個人市町村県民税 ③個人事業税
- (10) 印鑑証明書又はその写し（申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの。）
- (11) 使用印鑑届（任意様式とし、上記（10）と同印鑑であっても提出すること。）

【物品購入（修繕）等】

- (1) 「10 申請様式等」における物品購入（修繕）等の申請書
（登録を希望する種目は、3種類以内とすること。）
- (2) 営業所及び委任関係一覧表（村様式第2号）
（委任先を設けない場合は不要。FAX番号も付記すること。）
- (3) 委任状（村様式第3号）（委任先を設けない場合は不要。）
- (4) 代理店、特約店を証する書面又はその写し（該当する場合のみ）
- (5) 営業に関する許可、認可、登録等の証明書又はその写し（該当する場合のみ）
- (6) 法人は、登記事項証明書（履歴又は現在事項証明書の謄本）又はその写し、個人は、本

籍地の市町村長が発行する身分証明書又はその写し（申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの。）

- (7) 法人は、直前2年間の各営業年度の財務諸表又はその写し、個人は、直前2年間の青色（又は白色）申告決算書の写し
- (8) 納税証明書又はその写し（委任先を設ける場合は、委任先の納税証明書又はその写しとし、申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの。なお、消費税及び地方消費税の納税証明書の種類は、原則として未納の税額がないことを証明する「その3」とする。）
 - ア 村内に事業所がある場合
 - 法人：①消費税及び地方消費税 ②法人村民税 ③固定資産税
 - 個人：①消費税及び地方消費税 ②村税全税目
 - イ 村外に事業所がある場合
 - 法人：①消費税及び地方消費税 ②法人県民税 ③法人事業税
 - 個人：①消費税及び地方消費税 ②個人市町村県民税 ③個人事業税
- (9) 印鑑証明書又はその写し（申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの。）
- (10) 使用印鑑届（任意様式とし、上記（9）と同印鑑であっても提出すること。）

12 注意事項

- (1) 申請後、申請事項に変更が生じた場合は、総務企画課財政係にご連絡いただき、速やかに必要書類を提出してください。
- (2) 審査の結果、競争入札参加資格の認定をした方は、令和7・8年度北塩原村工事等請負有資格者名簿に登録します。（申請を受理された旨のメールが送信されます。）
- (3) 審査の結果、不認定とした方にはその旨を通知いたします。

13 問い合わせ先

申請書や提出書類など申請上でのお問合せについて

〒966-0485

福島県耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作3151番地

北塩原村役場 総務企画課財政係

電話番号：0241-23-3111 FAX番号：0241-25-7358

E-mail：zaisei01@vill.kitashiobara.fukushima.jp

※問い合わせは、土・日・祝日を除く平日午前8時30分～午後5時15分となります。

システムの操作、トラブル、システム利用料のお支払い方法について

ミラ株式会社 電話：088-678-3450

※問い合わせは、土・日・祝日を除く平日午前9時30分～午後4時30分（正午から午後1時除く）となります。